



## 歯科医療機関へのお願い

### 歯周病検診費用の助成制度について

埼玉県深谷市

深谷市では、協力歯科医療機関以外の歯科医療機関で歯周病検診を希望されるかた（節目年齢）を対象に、歯周病検診費用の助成を実施しています。つきましては、貴院での検診受診希望があった際にはご協力をお願いいたします。

#### 【制度の概要】

協力歯科医療機関以外の歯科医療機関で歯周病検診を受けた場合、費用を対象者が自費でいったん支払い、その後、対象者から深谷市に申請することで深谷市歯周病検診に準じた内容に限り、検診の費用を対象者に支払う制度（償還払い）です。

#### 【対象者】下記の1～2の全てに該当されるかた

1. 現在、歯科治療中でないかた
2. 検診当日、深谷市に住民登録があり、下記のいずれかに該当されるかた

20歳（平成18年4月1日～平成19年3月31日）	50歳（昭和51年4月1日～昭和52年3月31日）
30歳（平成 8年4月1日～平成9年3月31日）	60歳（昭和41年4月1日～昭和42年3月31日）
40歳（昭和61年4月1日～昭和62年3月31日）	70歳（昭和31年4月1日～昭和32年3月31日）

※歯周病検診費用の助成制度をご希望のかたには、深谷市歯周病検診受診券・問診票（節目）と引き換えに、**深谷市歯周病検診受診票（節目）**を交付しており、貴院へ持参いたします。

#### 【検診回数・期間】 検診期間内に一人1回

#### 【検診期間】令和8年6月1日～令和9年2月28日（日）

#### 【手順】

1. 受診票とマイナ保険証等の住所に間違いがないか、深谷市に住所があるか確認してください。
2. 受診票の本人記入欄が全て記入されているか確認してください。
3. 歯周病検診後、受診票への検診の記録、判定区分、医療機関名、歯科医師名、検診月日の記入をお願いします。
4. ご本人に受診票（2枚目および3枚目）、領収書、検診にかかる費用の明細がわかるものをお渡しください。

【注意事項】 受診票に記載のある検診項目の自己負担分のみが助成の対象となります。  
（ただし、上限額5,500円）

【問い合わせ先】〒366-0823 埼玉県深谷市本住町17-1

深谷市保健センター 保健指導係 電話 048-575-1101

（平日8:30～17:15）

